

第8回 八頭町自治基本条例（仮称）策定委員会 会議録（概要）

日 時：平成21年9月3日（木） 19：30～

場 所：八頭町役場 本庁舎 2階 第1・2大会議室

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 検 討

■ 条例素々案について

＝ 「選挙公約」、「住民投票」、「コミュニティ」について検討、協議を行った。

(1) 「選挙公約（＝マニフェスト）」について

【 主な意見 】

<委員長>

＝ マニフェストは、町民への公約として政策を掲げ、選挙にあたって有権者が候補者を判断する材料の一つとなるものである。検証方法についても、検討する必要がある。

前回の検討では、議員については、予算の提案権や執行権がないためマニフェストはそぐわないという意見もあった。私も個人的には議員については、難しいと感じている。

≫ 町長はぜひマニフェストを掲げてほしいので、盛り込んだ方がいい。

<委員長>

＝ マニフェストの作成にあたっては、現職が有利で、新人立候補者が不利ということがあるが、「行政の協力」という点はどうか。また、検証方法についてはどうか。

≫ 行政としては、当然協力するべきだと思う。検証方法はこういったものができるか分からない。

≫ マニフェストは、候補者が「どういうまちにしたいのか」を意思表示する

ものなので、あった方がいいと思う。

<委員長>

＝ マニフェストは、ある意味町民との契約であるので、ただ作って掲げるだけでなく、当然公約した事項を守り、達成すべきものとなる。

現在は任意で自主的であるものを、あえて条文化するかどうか自体も論点となる。

≫ 議員については、難しいと思う。

マニフェストとして目に見える形で町民に示すことで、まちづくりに関心を持ってもらうこともできると思うので、盛り込んだ方がいい。

また、次回出馬されるときも、町民としては判断材料とすることができるので、良いのではないか。

<委員長>

＝ 事務的なことを言えば「作成にあたっての行政の協力」については、行政としての対応の体制づくりが必要であると思うがどうか。

<事務局>

＝ 総務課を中心としながら、必要であれば各担当課と連携して対応し、情報提供などの協力ができると思う。

≫ 町長に立候補される方は、当然自分の政策や考えを持っておられると思うので、マニフェストは作成できると思う。また、ある程度の数字を示すようなものも作成できるのかもしれない。作成にあたっての行政の協力は、必要だと思う。

<委員長>

検証方法はどうか。

≫ 町民が直接検証することもできなくはないように思う。特にリーダーシップを発揮する方がおられれば、よりしやすくなると思う

<委員長>

＝ 検証すること自体を条例にうたうかどうかとも検討する余地がある。

<事務局>

＝ 現町長が任意で掲げている政策や、町長の意思が反映されている総合計画については、議会、議員が一般質問などを通じて、その進捗状況等を確認

認される。そのやりとりは、「議会だより」やHPの議事録などを通して町民が知ることになる。そういったことも、ある意味での検証と言えるのかもしれない。

<委員長>

= 仮に、検証委員会などを設置したとしても、悪い取り方をすれば、町長に有利な委員が選任される可能性もある。そういう意味でも、検証方法については、入れないのが無難であるかもしれない。

≫ 検証方法を規定することは難しいように感じるが、検証不可能なものをマニフェストとして掲げても意味がないようにも思う。

先程意見があったように、4年後の選挙が、最大の検証となるのではないのだろうか。

【 検討結果 】

- ① 対象は町長のみ。
- ② 「作成にあたっての行政の協力」を盛り込む。
- ③ 検証方法については規定しない。

(2) 「住民投票」について

【 主な意見 】

<委員長>

= 住民投票制度については、まず、「必要なときに個々の状況で対応するのか」、それとも「全部もしくは、ある程度の要件を規定しておく」のかが論点となる。つまり、どこまでこの自治基本条例にうたっておくのが良いのかということになる。

≫ 町民がまちづくりに参加するという意味では、条文としてうたっておくことは必要だと思う。

投票できる者については、選挙人名簿に記載されている20歳でいいと思うし、永住外国人もいいと思う。外国人登録者については、流動的な生活をされている方たちなので、この条例でいうところのまちづくりの参加とは意味が違うと思う。ただ、もっと違った形でのまちづくりへの参加はしてもらうべきだと思う。

また、住民投票の実施にあたっては、寝たきりの方や、施設に入っておら

れる方などが参加できるようにするべきだと思う。

<委員長>

= 参加できるように配慮することは、普通の選挙でも課題となっている点だと思う。

≫ その時々状況によって条件を変えて対応する方がいいと思う。

<委員長>

= 事案によって、柔軟に対応する方法もある。

<事務局>

= 現在の地方自治法では、「有権者数の1/50以上の連署をもって、条例制定を請求することができる」とうたわれている。つまり、住民サイドで住民投票をした方が良いと考えた時には、「住民投票条例」の制定を請求することができるが、町長、議会が賛成しなければ実施には至らないことになることにご留意いただきたい。

≫ 年齢や外国人の要件など、投票ができる者の要件のみ規定することはどうだろうか。

≫ ある程度規定してしまうのと、規定しないのとでは、それぞれ良い点も悪い点もあるので、どちらがいいか判断するのが難しい。

<委員長>

= 逆に、現段階で「これだけは、規定しておくべきだ。」ということがあるのであれば、それだけを盛り込んでおくこともできる。例えば年齢や外国人を含むかどうか、また、署名の要件など。

≫ 八頭町の場合、1/50の署名だと、約16,000人×1/50で、およそ320人となり、少ないように感じる。それだと乱用されるような気がするが。

<委員長>

= 地方自治法上の条例制定請求可能要件である1/50の署名を、例えば、「1/20」など、より多く署名を集めるような条件にすれば、法令の条件を上回る制限を与えるかたちになり、法令違反となりうるので、不可となる。しかし、署名条件を「1/6」にし、基準を上げたうえで「請求可能」というものでなく、「実施しなければならない」と規定することは、上位法令と

の関係においても可能なことである。ただし、現法令に無い内容を自治基本条例中に盛り込むことになるので、この自治基本条例を議会へ提案する際に、議員の理解が必要となってくる。

例えば、岸和田条例の第20条の第2～4項のように、「投票権を有する者」の条件のみを具体的にうたう方法もある。

≫ 署名要件は入れた方がいいと思う。

<委員長>

= 署名要件をうたうにしても、「請求できる」とするか、「実施しなければならない」とするかで、条件が変わってくる。そこについても検討を要する点である。

年齢についてはどうか。

≫ 年齢はその都度でもいいと思うが。

≫ 仮に、年齢を20歳以上とするならば、「公職選挙法に規定する・・・」などで、法令に準じるような規定の仕方をすれば、例え今後、民法改正による成人年齢が変更された場合でも、対応できるのではないか。

<委員長>

= 請求だけにするか、実施義務を持たせるかどうかによって、署名要件が変わってくる。

実施するかどうかの決定を首長や議会に委ねるのであれば、実施義務をうたう必要はない。

≫ 地方自治法上の「1/50署名による条例制定請求権」ととどめるとしても、条文としてあえて入れた方が、町民の意識が高くなるし、普段町民が目に見えない地方自治法よりも分かりやすい。

<委員長>

= 地方自治法の内容を確認する意味として、「1/50署名による条例制定請求権」を盛り込むこともできる。

また、署名要件を「1/100」として、「住民投票に関し、町長に意見を提出することができる。」などとすることもできる。

皆さんの意見としては、「しなければならない」という「実施義務」については、盛り込まないという意見が強いように思う。

(3) 「コミュニティ」について

【 主な意見 】

<委員長>

＝ コミュニティについては、まず、皆さんに八頭町の実情を教えてもらいたい。実情に沿ったかたちで、まちづくりに意見を反映させるために、また、活動するために適したコミュニティの単位」や、意見を反映させるための仕組みを考える必要がある。それを踏まえたうえで、コミュニティの支援について、考えていただきたい。実態にそぐわないものを盛り込んでも意味がなくなってしまう。

実態としては、どうでしょうか。

<事務局>

＝ 行政とのやり取りという意味では、やはり集落での単位が中心となる。現在も、任意の仕組みとして集落からの要望を受けているが、地域によっては、小学校区単位、または、旧小学校区単位で集落がまとまり、その地域の共通課題について要望として提出される場合もある。

また、地域の活動ということにおいては、例えば地域の運動会などを小学校区単位、または、旧小学校区単位で行っているところが多い。

地域コミュニティの実態は、集落以外でのつながりとしては、小学校区、旧小学校区での単位が強いように感じる。

<委員長>

＝ 確かに、集落同士が地域や地区でまとまることによって、行政に対しても多数の意見を示すことができ、その地域の共通課題を解決しやすくすることができるかもしれない。

≫ 例えば、公民館を拠点、中心とした活動などもコミュニティということができるか。

<委員長>

＝ 公民館を中心としたものも一つのコミュニティと言える。今の公民館機能を発展させ、町民がまちづくりにもっと参加することもできると思う。

※ 次回は、①「住民投票」について、どこまで盛り込むのか、②「コミュニテ

イ」について、まちづくりへの参画や参加を踏まえた単位や仕組み、また、それを踏まえたうえでの支援といった事項を中心に検討・協議を行う。

4. 閉 会

以 上。